

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者の公示.....（総務業務センター）	23
○家畜伝染病検査の命令.....（畜産振興課）	23
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	26
○土地改良区連合の役員の退任の届出.....（農業支援課）	26
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除（2件）.....（治山課）	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	27
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	28
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	28

告 示	
北海道告示第430号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成19年6月12日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
パーソナルコンピュータ	38台
2 落札を決定した日	
平成19年5月29日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名	北海道オフィス・マシン株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額

3,244,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年4月27日付け北海道告示第321号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第431号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該みつばちの所有者に対し、当該みつばちについて、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

腐蛆病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

札 幌 市 平成19年8月15日から9月14日まで

江 別 市 同

千 歳 市 同

恵 庭 市 同

北 広 島 市 同

石 狩 市 同

当 別 町 同

新 篠 津 村 同

松 前 町 同 7月30日から9月7日まで

福 島 町 同

知 内 町 同

木 古 内 町 同

北 斗 市 同

七 飯 町	平成19年7月30日から9月7日まで	妹 背 牛 町	同
鹿 部 町	同	秩 父 別 町	同
森 町	同	雨 竜 町	同
八 雲 町	同	北 竜 町	同
長 万 部 町	同	沼 田 町	同
函 館 市	同	幌 加 内 町	同
せ た な 町	8月6日から9月21日まで	深 川 市	同
今 金 町	同	旭 川 市	同
島 牧 村	8月13日から9月14日まで	鷹 栖 町	同
寿 都 町	同	東 神 楽 町	同
蘭 越 町	同	当 麻 町	同
二 セ コ 町	同	比 布 町	同
喜 茂 別 町	同	愛 別 町	同
俱 知 安 町	同	上 川 町	同
余 市 町	同	東 川 町	同
赤 井 川 村	同	美 瑛 町	同
小 樽 市	同	士 別 市	同
岩 見 沢 市	同	名 寄 市	同
南 幌 町	同	和 寒 町	同
由 仁 町	同	剣 淵 町	同
長 沼 町	同	下 川 町	同
栗 山 町	同	美 深 町	同
月 形 町	同	音 威 子 府 村	同
三 笠 市	同	中 川 町	同
夕 張 市	同	富 良 野 市	同
美 唄 市	同	上 富 良 野 町	同
奈 井 江 町	同	中 富 良 野 町	同
浦 臼 町	同	南 富 良 野 町	同
新 十 津 川 町	同	占 冠 村	同
滝 川 市	同	留 萌 市	同
赤 平 市	同	増 毛 町	同
砂 川 市	同	苫 前 町	同
芦 別 市	同	羽 幌 町	同
上 砂 川 町	同	遠 別 町	同
歌 志 内 市	同	幌 延 町	同

8月6日から9月14日まで

8月20日から9月21日まで

稚内市	平成19年8月6日から9月21日まで	平取町	同	
猿払村	同	新冠町	同	
浜頓別町	同	浦河町	同	
中頓別町	同	様似町	同	
枝幸町	同	新ひだか町	同	
豊富町	同	音更町	同	8月13日から9月21日まで
美幌町	8月6日から9月14日まで	士幌町	同	
津別町	同	上士幌町	同	
斜里町	同	鹿追町	同	
清里町	同	新得町	同	
小清水町	同	清水町	同	
小訓子府町	同	中札内村	同	
置戸町	同	芽室町	同	
佐呂間町	同	更別村	同	
遠軽町	同	大樹町	同	
上湧別町	同	広尾町	同	
湧別町	同	幕別町	同	
滝上町	同	池田町	同	
興部町	同	豊頃町	同	
西興部村	同	本別町	同	
雄武町	同	足寄町	同	
北見市	同	陸別町	同	
網走市	同	浦幌町	同	
紋別市	同	帯広市	同	8月6日から9月14日まで
大空町	同	釧路町	同	
豊浦町	7月17日から9月14日まで	厚岸町	同	
洞爺湖町	同	浜中町	同	
壮瞥町	同	標茶町	同	
安平町	同	弟子屈町	同	
厚真町	同	鶴居村	同	
むかわ町	同	白糠町	同	
伊達市	同	釧路市	同	
登別市	同	根室市	同	7月30日から9月14日まで
苫小牧市	同	別海町	同	
日高町	8月6日から9月7日まで	中標津町	同	

標 津 町 平成19年7月30日から9月14日まで
羅 臼 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

北海道告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成19.5.31	恵庭土地改良区
同 19.6.1	帯広市土地改良区
同 19.6.4	訓子府土地改良区

北海道告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成19.5.22	理 事	高 倉 重 義	夕張郡長沼町東1線北1番地

北海道告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年6月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海

道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
若葉西	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きよ、客土）	北海道石狩支庁
西原	同（農業用排水、区画整理）	同
たいせつ西	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きよ、区画整理、客土、農業用排水、農道）	北海道上川支庁
三石	中山間地域総合整備（ほ場整備、暗きよ、客土）	北海道日高支庁

北海道告示第435号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町字鯨川町66・71・216（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、67から69まで
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 河東郡音更町字中音更西4線1の1・字中音更5線1

の7・字中音更7線1の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町三豊261の13、261の18、261の22、261の23

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡標津町字古多糠883の1・883の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第439号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町字新見5（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養

- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第441号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡沼田町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、
の所在場所 富良野市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
富良野市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
富良野市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに富良野市役所及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第442号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社厚友会の事項の次に次の1事項を加える。

株式会社睦三屋商店 平成19. 6. 4 千歳市役所売店

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年6月12日

北海道渡島支庁長 畑 秀 叔

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック 1台

交換契約により除雪グレーダ1台（A式3.7m）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・1W）を当該契約の相手方から調達する。

イ 除雪トラック 1台

交換契約により除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・2W）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・2W）を当該契約の相手方から調達する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成19年11月29日

(4) 納 入 場 所

ア 北海道函館土木現業所事業部事業課 1台

イ 北海道函館土木現業所今金出張所 1 台 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成19年6月12日から28日まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8554 北海道函館土木現業所企画総務部総務課） (2) 入札日時 平成19年7月24日（火）午後1時30分（送付による場合は必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。	なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138-47-9608 10 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : a . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1 b . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and tow-way side-plow) Quantity 1 B . Bit tendering date and time : 1 : 30 P. M., July 24, 2007 C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara chou, Hakodate, Hokkaido, 041-8554 Japan. Phone : 0138-47-9608 北海道胆振支庁告示第26号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成19年6月12日 北海道胆振支庁長 大 杉 定 通 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 除雪トラック 1台 交換契約により除雪トラック1台（10t級、6×6、A・G）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、A・G・1W）を当該契約の相手方から調達
--	--

する。

イ 除雪トラック 1台

交換契約により除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・1W）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・AG・1W）を当該契約の相手方から調達する。

ウ 除雪グレーダ 1台

交換契約により除雪グレーダ1台（4.0m級、1W）を契約の相手方に供し、除雪グレーダ1台（4.0m級、1W）を当該契約の相手方から調達する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 調達をする物品等の納入期限 平成19年11月30日

(4) 調達をする物品等の納入場所

ア 北海道室蘭土木現業所門別出張所門別除雪ステーション

イ 北海道室蘭土木現業所苫小牧出張所苫小牧除雪ステーション

ウ 北海道室蘭土木現業所登別出張所登別除雪ステーション

(5) 契約の相手方に供する物品等の引渡場所

ア 北海道室蘭土木現業所門別出張所門別除雪ステーション

イ 北海道室蘭土木現業所苫小牧出張所厚真除雪ステーション

ウ 北海道室蘭土木現業所登別出張所登別除雪ステーション

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(7) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第46条の代理商の場合は、同法第502条第12号の行為を行う者とし、同法第47条における「本人」との代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(3)から(7)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年6月12日から7月6日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-0016 室蘭市幸町9番11号
北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館4階大会議室
（送付による場合は、郵便番号 051-0016 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成19年7月26日 午後1時30分（送付による場合は、平成19年7月25日必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 郵便番号 051-0016 室蘭市幸町9番11号

電話番号 0143-24-9857

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be purchased :

- a . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching variable snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1
- b . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, variable snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1
- c . Snow Removing Greder (Blade length : 4.0 meters class.Attaching one-way side-plow and side-shutter) Quantity 1

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., July 26, 2007

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs
Department, Muroran District Public Works Management Office,11-Gou, 9-Ban,
Saiwaichou, Muroran, Hokkaido, 051-0016 Japan.
Phone : 0143-24-9857

